

(目的)

第1条 この事業は、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができる環境整備を推進するため、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病、断続的勤務及び短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象児童)

第2条 事業の対象となる児童は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童であって、原則として市内に居住する月齢4か月以上の児童とする。

(内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 非定型的保育サービス事業

保護者の短時間及び断続的勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童に対する保育サービス

(2) 緊急保育サービス事業

保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急かつ一時的に保育が必要となる児童に対する保育サービス

(3) 私的理由による保育サービス事業

保護者の育児等に伴う心理的又は肉体的負担を解消する等の私的な理由その他の事由により、一時的に保育が必要となる児童に対する保育サービス

(実施保育所等)

第4条 事業を実施する保育所等は、次のとおりとする。

- (1) 能生保育園
- (2) おひさま保育園
- (3) はやかわ保育園
- (4) いくみ保育園
- (5) 中央保育園
- (6) ひまわり保育園
- (7) 寺地保育園

(保育時間)

第5条 事業の保育時間は、午前8時から午後4時までの間とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、午前7時30分から午後6時30分までの間で延長することができる。

2 次の日には、事業を実施しない。ただし、事業を実施する保育所等の長(以下「事業実施保育所長」という。)が認める場合に限り、事業を実施することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定による休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用手続)

第6条 対象児童の保護者等は、原則として、事業を利用する前に一時保育利用証交付申込書(様式第1号)を市長に対して提出し、一時保育利用証(様式第2号)の交付を受けなければならない。

2 対象児童が月齢12か月に満たないときは、事業実施保育所長の承諾を得なければ一時保育利用証の交付を受けることができない。

3 一時保育利用証の交付を受けた者が事業を利用するときは、事業実施保育所長に対して、原則として利用を希望する日の前々日までに利用の申込みを行い、利用日には一時保育利用証を提示しなければならない。

(利用制限)

第7条 対象児童1人につき、週3日を超えて事業を利用することができない。また、第3条第3号の事由による利用は、週1日を限度とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(担当保育士)

第8条 事業実施保育所には、事業担当保育士を配置しなければならない。ただし、事業実施日における入所児童と事業を利用する対象児童を合わせた児童数について、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項その他の規定による基準を上回る保育士が配置されているときに限り、他の保育士が事業を担当することができる。

(定員)

第9条 事業の利用定員は、事業実施保育所1か所につき1日6人とする。ただし、前条の基準を満たすことができないときは、事業を実施しない。

(実績報告)

第10条 事業実施保育所長は、毎月5日(その日が市の休日に当たるときは、その直後の市の休日でない日)までに、前月分の一時保育事業実績報告書(様式第3号)を市長に対して提出しなければならない。

(利用料)

第11条 事業の利用料は、次のとおりとする。なお、年齢区分は、毎月1日現在の満年齢による。

年齢区分	利用1人1回につき	利用時間が4時間を超える場合の加算額	保育所が昼食を提供する場合の加算額
3歳未満児	800円	800円	400円
3歳以上児	600円	600円	400円

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項のただし書の規定により利用した場合は、利用時間30分につき100円を前項の利用料に加算するものとする。

3 利用料は、原則として、市が発行する納入通知書により前月分を一括して支払うものとする。

4 市長は、特別な事情があると認めるときは、利用料を減免することができる。また、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯からは、利用料を徴収しない。

前 文 抄

平成17年3月19日から実施する。

改正文(平成20年3月26日告示第37号)抄

平成20年4月1日から実施する。

附 則(平成22年3月26日告示第65号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日の前日までに、改正前の糸魚川市一時保育事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

前 文(平成23年3月31日告示第92号)抄

平成23年4月1日から施行する。

前 文(平成25年3月25日告示第59号)抄

平成25年4月1日から施行する。

前 文(平成28年5月20日告示第137号)抄

告示の日から施行する。

改正文(令和3年3月26日告示第58号)抄

令和3年4月1日から施行する。

決 裁	許可・不許可	利用証交付年月日	年 月 日
備 考			

様式第2号（第6条関係）

一 時 保 育 利 用 証	
利 用 証 番 号	
住 所	糸魚川市
利 用 者	
対 象 児 童	男 ・ 女 ----- 年 月 日 生
有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
利 用 で き る 保 育 所	能 生 保 育 園 おひさま保育園 はやかわ保育園 いくみ保育園 中 央 保 育 園 ひまわり保育園 寺 地 保 育 園
上記の者について、有効期間中の一時保育の利用を認めます。 糸魚川市長	
交 付 年 月 日	年 月 日
備考 有効期間中であっても、対象児童が保育所に入所した場合は、一時保育を利用できません。	

様式第3号(第10条関係)

一時保育事業実績報告書(年 月分)

保育所名

保育園

利用証番号	郵便番号	住 所	利 用 者 名	児 童 氏 名	生 年 月 日	保育年齢

利 用 日	曜 日	利用理由	利 用 時 間	昼食提供	一 時 保 育 料	備 考
月 日			: ~ :	有・無		
月 日			: ~ :	有・無		
月 日			: ~ :	有・無		
月 日			: ~ :	有・無		
月 日			: ~ :	有・無		
月 日			: ~ :	有・無		
月 日			: ~ :	有・無		
月 日			: ~ :	有・無		
月 日			: ~ :	有・無		
月 日			: ~ :	有・無		

*保育年齢欄は、毎月1日現在の満年齢を記入してください。

*利用理由欄は、A～Cのいずれかを記入してください。A：就労等の理由 B：緊急の理由 C：私的な理由

※市使用欄	利 用 日 数	日	保育料合計	円
-------	---------	---	-------	---